

赤十字救急法指導員養成講習実施要項

日本赤十字社栃木県支部

【受講申し込みをされる前にお読みください】

赤十字の指導員は、尊い人命を救助するための知識や技術を市民に普及すること、そして事故防止の思想を広めるとともに、赤十字の理解者を増やし赤十字の活動に積極的に参加・協力してくれる人を育てるという重要な役割を担っております。

赤十字講習の指導員資格は、運転免許やインストラクター等の資格と違い、指導員自身で赤十字救急法講習を主催することはできません。あくまでも日本赤十字社栃木県支部から赤十字講習を委嘱されることで、講習の運営と指導をすることができます。

赤十字の講習普及事業はボランティアの皆様を支えられております。継続的に赤十字の活動にご協力いただける方のご応募を、心からお待ちしております。

1. 目的

赤十字の理念と使命を理解し、十分な知識と技術を持った指導力のある実働的な救急法指導員を養成することを目的とする。

2. 受講条件

受講時の年齢が満18歳以上で、次の条件を満たす方。

- (1) 赤十字救急法救急員資格（説明会から指導員養成講習の最終日まで有効であること）をお持ちの方。
- (2) 救急法指導員養成講習に係る全ての日程（3. 日程参照）に遅刻、早退、欠席なく参加できる方。
- (3) 赤十字事業に対する熱意があり、資格取得後は指導員としての自覚を持ち、救急法講習等を通して、赤十字の基本理念を広めることができる方。
- (4) 指導員資格を取得後、栃木県支部に登録し、認定証有効期間内（3年間）に救急法基礎講習、救急員養成講習及び短期講習等を50時間以上必ず指導することができる方。

3. 日程

(1) 説明会・事前研修会（1日間）

日時 令和8年10月14日（水）9時00分～17時00分

内容 指導員養成の目的や指導員としての必要な条件、赤十字についてなどを説明いたします。

指導員養成を受講するうえで必要な学科並びに実技の研修を行います。

申し込みされる方は必ずご出席ください。

有効期限内の救急員認定証を必ずご持参ください。

(2) 赤十字救急法指導員養成講習（5日間）

日時 令和8年11月28日（土）、12月9日（水）～12日（土）9時00分～17時00分

内容 指導員養成カリキュラムに基づく講習を行います。

期間内に検定（学科、実技）を行います。

(3) 新任指導員研修会（1日間）

期日 令和9年2月6日（土）9時00分～17時00分

内容 検定合格者に対して講習の運営等に関する研修を行います。

(4) 救急法フォローアップ講習（任意参加）

期日 ①令和8年6月13日（土）14時30分～16時30分

②令和8年11月7日（土）14時30分～16時30分

③令和8年11月21日（土）9時30分～12時00分

内容 心肺蘇生、AED の使い方、きず・けがの手当、骨折の手当、搬送

4. 会場

日本赤十字社栃木県支部 実習室・講習室

5. 募集対象と人数

赤十字職員と講習普及を希望する奉仕団員並びに市民20名程度

6. 申し込み締め切り

令和8年8月31日(月)必着

別紙様式(参加申込書)に記入のうえ、メール・郵送で日本赤十字社栃木県支部あてお送りください。

送付後、事務局からの連絡はありません。そのまま説明会にお越しください。

なお、申し込みをキャンセルされる場合には、必ず事前に当支部あてご連絡願います。

7. 感染症等の対応について

- (1) 感染症流行時、若しくは災害発生等により途中で中止となる場合があります。
- (2) バディやグループでのディスカッション並びに接触を伴う実技を行います。
- (3) 日本赤十字社救急法指導員養成のカリキュラムに基づき実施します。

8. その他

- (1) 申し込み時点において、赤十字救急法救急員資格の取得見込みの方も申し込み可能です。
※お申し込みの際に受講予定日をお知らせください。
- (2) 受講料は、無料です。
ただし、保険代として100円を説明会参加の際に持参してください。(赤十字職員、奉仕団所属の方は対象外です。)
教材は、救急法基礎講習並びに救急員養成講習を受講する際に購入した教材を使用します。
- (3) 服装は、原則ジャージといたします。
また、上履きを持参してください。
- (4) 飲み物、昼食は、全日程持参してください。

お申し込み・お問い合わせ先

日本赤十字社栃木県支部 事業推進課 健康安全係

住所：〒320-8508 宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ内

電話：028-622-4801 FAX：024-624-4940

メール：kousyuu@tochigi.jrc.or.jp